

## 営業所・車庫・休憩睡眠施設の認可申請に必要な書類

### (イ) 施設(営業所・車庫・休憩睡眠施設)の使用権限を証する書面(1及び2のどちらか)

1. 自己所有の場合＝土地、建物の登記簿謄本(全部事項証明書)
  2. 借入の場合＝土地建物の賃貸借契約書  
(概ね契約期間が2年以上あるもの又、賃貸借期間が2年に満たない場合、  
契約期間満了時に自動的に更新の契約がなされている場合に限り使用権限を有するものとみなす)
- ※ 土地を賃貸している業者が転貸するような場合には、土地の所有者の許可書又は使用承諾書が必要になります。

### (ロ) 図面

1. 字図・・・法務局
2. 営業所・・・・・・平面図(一定の縮尺に基づいた求積を入れたもの)  
★写真(必要な備品等が備えられていることが確認できるもの)
3. 車庫・・・・・・平面図、求積図  
★写真(事業用自動車を適切に収容することができることが確認できるもの)
4. 休憩睡眠施設・・・平面図(一定の縮尺に基づいた求積を入れたもの)  
★写真(必要な備品等が備えられていることが確認できるもの)
5. 位置図・・・位置が明確に分かる付近の見取図(営業所と車庫が異なる場合は距離が分かるもの)

### (ハ) 車庫予定地の前面道路の幅員に関する道路管理者の証明書(幅員証明書 6.5m以上)

(道路図面等により明らかに計画車両が通行可能な国道の場合は不要)

### (ニ) その他

1. 車庫については、車庫として有効利用できるものを収容能力とすること。  
(のり面、自家用車置き場、資材置き場、三角地等は除外すること)
2. 市街化調整区域については、都市計画法に基づく開発許可が必要。
3. 営業所と車庫間の距離は5km(福岡市及び北九州市は10km)とする。
4. 道路の幅は、車両制限令に基づく道路の幅が必要。
5. 営業所の新設・営業所及び車庫の移転・車庫の新設の場合は、運行管理及び整備管理の体制を添付  
(営業所新設の場合)運行管理者資格者証及び整備管理者選任前研修修了証明書若しくは整備士合格証or整備手帳  
(いずれもコピー)
6. 自動車検査証のコピー(全車両分)・・・営業所の新設の場合

※ 都市計画法令(都市計画法・農地法等)に抵触すると、認可がおりません。

※ 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請書については、  
標準処理期間1～3ヶ月となっています。